

## 第7号議案 定款の一部変更について

定款の一部変更について、次のとおり承認を求める。

なお、定款の変更認可申請にあたり、字句その他について行政庁の指導・助言がある場合には、変更の趣旨を変えない範囲において、その修正を組合長に一任する。

### 1. 主な変更理由等

定款の主な変更理由等は以下のとおりとする。

#### (1) 「両替」の事業としての追加に伴う変更（第7条）

両替については、従来は信用事業に附帯する事業として行っていたが、今般、邦貨間の両替が拡大したため事業として明確にするため追加する。

なお、追加の箇所は全国版の定款例とあわせて、「振替業」の次号とする。それに伴い条項ずれの対応を行う。

#### (2) 事業の追加に伴う対応（第9条第1項、第10条第1項）

第7条で事業の加除を行ったことによる条項ずれの対応を行う。

#### (3) 刑法改正に伴う対応（第28条）

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役および禁錮が廃止され拘禁刑が創設された。そして「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により、農協法が改正されたことに伴い、定款において所要の文言変更を行う。

なお、改正法の施行日は令和7年6月1日であるため、附則により、「定款変更の効力発生日は行政庁認可日又は改正法施行日のいずれか遅い日とする」旨定める。

#### (4) 農業経営に関する規定の変更（第39条、第45条）

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったことに伴い、定款においても所要の手当てを行う。

2. 定款新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (36) [略]</p> <p><u>(37)</u> 両替</p> <p><u>(38)</u> 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p><u>(39)</u> 前各号の事業に附帯する事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (36) [略]</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><u>(37)</u> 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務</p> <p><u>(38)</u> 前各号の事業に附帯する事業</p>
<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>38</u>号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第29号及び第31号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第<u>37</u>号までの事業(第20号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第29号及び第31号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第29号から第<u>38</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第29号から第<u>37</u>号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～7 [略]</p>
<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができ</p>	<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第28条 次に掲げる者は、役員となることができ</p>

新	旧
<p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p>	<p>(1) ～ (6) [略]</p> <p>(7) 前2号に掲げる者以外の者であって、<u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p>
<p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (16) [略]</p> <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>(18) ・ (19) [略]</p> <p>2 ～ 8 [略]</p>	<p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>(1) ～ (16) [略]</p> <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><u>(17の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u></p> <p>(18) ・ (19) [略]</p> <p>2 ～ 8 [略]</p>
<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><b>【削除】</b></p> <p>(7) ・ (8) [略]</p>	<p>(総会の特別決議事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。</p> <p>(1) ～ (5) [略]</p> <p>(6) この組合の行う農業経営の内容に関すること</p> <p><u>(6の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること</u></p> <p>(7) ・ (8) [略]</p>

附 則 [令和6年6月27日変更]

1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

2 前項の規定にかかわらず、第28条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。